平成27年

上 砂 川 町 議 会 会 議 録

第４回　定　例　会

上 砂 川 町 議 会

上砂川町議会会議録目次

出席議員 …… 1
説明のため出席した者 …… 2
事務局職員出席者 …… 2

平成２７年第４回定例会

第　１　号（１２月１６日）
議事日程 …… 3
会議録署名議員 …… 3
開会の宣告 …… 3
開議の宣告 …… 4
会議録署名議員指名について …… 4
会期決定について …… 4
諸般の報告 …… 4
数馬　尚の第２回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告 …… 4
数馬　尚の第２回砂川地区広域消防組合議会定例会結果報告 …… 4
副議長の中空知広域市町村圏組合議会第２回定例会結果報告 …… 5
議長の石狩川流域下水道組合議会第２回定例会結果報告 …… 5
議長の第２回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告 …… 5
例月出納検査結果報告（９・１０・１１月分）…… 5
認定第　１号　平成２６年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について（認定）…… 5
認定第　２号　平成２６年度上砂川町水道事業会計決算認定について（認定）…… 5
町長行政報告 …… 6
教育長教育行政報告 …… 8
同意第　４号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて（同意）…… 8
諮問第　２号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて（決定）…… 8
議案第３３号　上砂川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定について …… 9
議案第３４号　上砂川町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について …… １０
議案第３５号　平成２７年度上砂川町一般会計補正予算（第４号）…… １１
議案第３６号　平成２７年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第１号）…… １４
議案第３７号　平成２７年度上砂川町水道事業会計補正予算（第１号）…… １５
休会について …… １６
散会の宣告 …… １６

第　２　号（１２月１８日）

議事日程 …… １７
会議録署名議員 …… １７
開議の宣告 …… １７
会議録署名議員指名について …… １７
一般質問 …… １７
　髙　橋　成　和 …… １８
　　建設課長　佐　藤　康　弘 …… １９
　　住民課長　斉　藤　昭　彦 …… ２０
　川　岸　清　彦 …… ２０
　　住民課長　斉　藤　昭　彦 …… ２０
　吉　川　　洋 …… ２１
　　企画課長　浅　利　基　行 …… ２２
　大　内　兆　春 …… ２３
　　福祉課長　扇　谷　洋　子 …… ２４
　　総務課長　米　田　淳　一 …… ２５
議案第３３号　上砂川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定について（原案可決） …… ２５
議案第３４号　上砂川町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について（原案可決） …… ２５
議案第３５号　平成２７年度上砂川町一般会計補正予算（第４号）（原案可決） …… ２５
議案第３６号　平成２７年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第１号）（原案可決） …… ２５
議案第３７号　平成２７年度上砂川町水道事業会計補正予算（第１号）（原案可決） …… ２５
調査第　４号　所管事務調査について（許可） …… ２７
派遣第　３号　議員派遣承認について（承認） …… ２７
追加日程について …… ２７
意見書案第　８号　砂川警察署の存続を強く求める意見書（原案可決） …… ２７
意見書案第　９号　北海道警察の警察官の増員を求める意見書（原案可決） …… ２９
意見書案第１０号　ブラッドパッチ療法の保険適用および脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書（原案可決） …… ３０
意見書案第１１号　安全保障関連法案の強行採決に抗議し、第１８９通常国会で成立した安全保障関連法の廃止を求める意見書（原案可決） …… ３１
意見書案第１２号　地域の事情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書（原案可決） …… ３２
年末挨拶 …… ３３
閉会の宣告 …… ３６

出　席　議　員

議席番号	氏　　名	4 定	
		12.16	12.18
1	伊　藤　充　章	○	○
2	川　岸　清　彦	○	○
3	吉　川　　洋	○	○
4	斎　藤　勝　男	○	○
5	数　馬　　尚	○	○
6	髙　橋　成　和	○	○
7	横　溝　一　成	○	○
8	大　内　兆　春	○	○
9	堀　内　哲　夫	○	○

説　明　の　た　め　出　席　し　た　者

役　職　名	氏　　名	4 定	
		12.16	12.18
町　　長	奥　山　光　一	○	○
副　町　長	林　　智　明	○	○
教　育　長	飯　山　重　信	○	○
教育委員長	栗　原　順　道	○	○
監　査　委　員	横　林　典　夫	○	○
監査事務局長	中　島　隆　行	○	○
総　務　課　長	米　田　淳　一	○	○
企　画　課　長	浅　利　基　行	○	○
建　設　課　長	佐　藤　康　弘	○	○
住　民　課　長	斉　藤　昭　彦	○	○
福　祉　課　長	扇　谷　洋　子	○	○
地域支援推進室長	永　井　孝　一	○	○
税務出納課長	西　村　英　世	○	○
教　育　次　長	斉　藤　琢　也	○	○

事務局職員出席者

職　　名	氏　　名	4 定	
		12.16	12.18
議会事務局長	中　島　隆　行	○	○
書　　記	藤　本　沙　希	○	○

平　成　２　７　年

上砂川町議会第４回定例会会議録（第１日）

１２月１６日（水曜日）午前１０時００分　開　会
午前１１時０５分　散　会

○議事日程　第１号

第　１　会議録署名議員指名について
第　２　会期決定について
　１２月１６日～１２月１８日
　３日間
第　３　諸般の報告
　１）議会政務報告
　２）第２回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告（数馬議員）
　３）第２回砂川地区広域消防組合議会定例会結果報告（数馬議員）
　４）第２回中空知広域市町村圏組合議会定例会結果報告（副議長）
　５）石狩川流域下水道組合議会第２回定例会結果報告（議長）
　６）第２回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告（議長）
　７）例月出納検査結果報告（９・１０・１１月分）
第　４　認定第　１号　平成２６年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定にについて
第　５　認定第　２号　平成２６年度上砂川町水道事業会計決算認定について
　※　決算特別委員会委員長報告
第　６　町長行政報告
第　７　教育長教育行政報告
第　８　同意第　４号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
　※　同意第４号は、即決とする。
第　９　諮問第　２号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
　※　諮問第２号は、即決とする。
第１０　議案第３３号　上砂川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定について
第１１　議案第３４号　上砂川町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
第１２　議案第３５号　平成２７年度上砂川町一般会計補正予算（第４号）
第１３　議案第３６号　平成２７年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第１号）
第１４　議案第３７号　平成２７年度上砂川町水道事業会計補正予算（第１号）
　※　議案第３３号～第３７号までは、提案理由・内容説明までとする。

○会議録署名議員

４番　　斎　藤　勝　男
５番　　数　馬　　尚

◎開会の宣告

○議長（堀内哲夫）　おはようございます。ただいまの出席議員は９名です。

理事者側につきましても全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成27年第４回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会　午前１０時００分）

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫）　直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫）　日程第１、会議録署名議員を指名します。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、４番、斎藤議員、５番、数馬議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎会期決定について

○議長（堀内哲夫）　日程第２、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの３日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月18日までの３日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（堀内哲夫）　日程第３、諸般の報告を行います。

議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しているとおりでありますので、ごらんになっていただき、報告にかえさせていただきます。

次、第２回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果について報告を求めます。数馬議員。

○５番（数馬　尚）　平成27年第２回砂川地区保健衛生組合議会定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、平成27年11月27日金曜日午後２時からであります。

場所につきましては、砂川市役所議会委員会室。

議件といたしましては、議案第１号　平成26年度砂川地区保健衛生組合会計決算の認定を求めることについて、議案第２号　専決処分の承認を求めることについて、内容につきましては北海道市町村職員退職手当組合規約の一部変更について、報告第１号　事務報告書の提出について、報告第２号　定期監査報告、報告第３号　例月出納検査報告。

結果でございますけれども、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫）　次、第２回砂川地区広域消防組合議会定例会結果について報告を求めます。数馬議員。

○５番（数馬　尚）　平成27年第２回砂川地区広域消防組合議会定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、平成27年11月27日金曜日午後３時。

場所につきましては、砂川市役所議会委員会室。

議件といたしましては、議案第１号　平成27年度砂川地区広域消防組合会計補正予算、議案第２号　平成26年度砂川地区広域消防組合会計決算の認定を求めることについて、議案第３号　専決処分の承認を求めることについて、内容につきましては北海道市町村職員退職手当規約の一部変更について、議案第４号　専決処分の承認を求めることについて、内容につきましては北海道市町村総合事務組合規約の一部変更について、報告第１号　監査報告、報告第２号　例月出納検査報告。

結果でございますけれども、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫）　次、第２回中空知広域市町村圏組合議会定例会結果について報告を求めます。大内副議長。

○副議長（大内兆春）　平成27年第２回中空知広域市町村圏組合議会定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、平成27年12月１日火曜日午後１時。

場所は、滝川市議会議場。

議件でありますが、報告第１号　専決処分について（北海道市町村職員退職手当組合規約の変更）、報告第２号　定期監査報告について、報告第３号　例月現金出納検査報告について、議案第１号　平成27年度中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金事業特別会計補正予算（第１号）、認定第１号　平成26年度中空知広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第２号　平成26年度中空知広域市町村圏組合交通災害共済特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第３号　平成26年度中空知広域市町村圏組合交通遺児奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第４号　平成26年度中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

結果でありますが、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、以上報告いたします。

○議長（堀内哲夫）　次、石狩川流域下水道組合議会第２回定例会結果報告と第２回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告について私から行います。

石狩川流域下水道組合議会について。

標記の件につきまして、平成27年石狩川流域下水道組合議会第２回定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございますが、平成27年11月26日。

場所につきましては、滝川市議会議場。

議件でございます。報告第１号　専決処分について（北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について）、報告第２号　継続費精算報告について、報告第３号　定期監査報告について、報告第４号　例月現金出納検査報告について、報告第５号　平成26年度決算に係る資金不足比率について、議案第１号　平成27年度石狩川流域下水道組合一般会計補正予算（第１号）、議案第２号　副組合長の選任について、認定第１号　平成26年度石狩川流域下水道組合一般会計歳入歳出決算の認定について。

以上、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

続きまして、中・北空知廃棄物処理広域連合議会について報告いたします。

日時でございますが、平成27年12月１日。

場所につきましては、滝川市議会議場。

議件でございます。選挙第１号　中・北空知廃棄物処理広域連合議会副議長の選挙について、報告第１号　監査報告について、報告第２号　例月現金出納検査報告について、認定第１号　平成26年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について。

結果、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

以上でございます。

次、例月出納検査結果報告を行います。本件につきましては、お手元に配付の報告書の９、10、11月分のとおりでありますので、ごらんいただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎認定第１号　認定第２号

○議長（堀内哲夫）　日程第４、認定第１号　平成26年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について、日程第５、認定第２号　平成26年度上

砂川町水道事業会計決算認定について議題といたします。

本件につきましては、決算特別委員会を設置しておりまして、それぞれ付議しております。その審査の結果報告書が議長の手元に提出されておりますので、この際２件を一括して決算特別委員長より報告を求め、その後それぞれ採決してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　異議なしと認めます。

本件について委員長の報告を求めます。斎藤委員長。

○決算特別委員長（斎藤勝男）　それでは、決算特別委員会の審査報告をいたします。

本決算特別委員会に付託されました案件について審査の結果、報告書どおり結論を得ましたので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

議件は、認定第１号　平成26年度上砂川町一般会計及び特別会計（国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計）決算認定についてと認定第２号　平成26年度上砂川町水道事業会計決算認定についてであります。

審査の経過は、平成27年９月16日の第３回上砂川町議会定例会において付託になりました全議件について、去る10月29日、30日の２日間にわたり本特別委員会を開催し、地方自治法の規定に基づき提出された決算書並びに関係書類により、所管課長等から説明聴取し、慎重に審査を行いました。

審査の結果は、認定第１号　平成26年度上砂川町一般会計及び特別会計決算と認定第２号　平成26年度上砂川町水道事業会計決算は、それぞれ原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（堀内哲夫）　ただいま決算特別委員長より、認定第１号及び認定第２号についてそれぞれお手元に配付してありますように報告書をもって報告がございました。

本件については全員により審議されておりますので、この際質疑、討論を省略し、採決してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　異議なしと認めます。

お諮りいたします。認定第１号について、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　異議なしと認めます。

したがって、認定第１号　平成26年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定については、委員長報告どおり原案を認定することに決定いたしました。

次、認定第２号について、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　異議なしと認めます。

したがって、認定第２号　平成26年度上砂川町水道事業会計決算認定については、委員長報告どおり原案を認定することに決定いたしました。

◎町長行政報告

○議長（堀内哲夫）　日程第６、町長行政報告を行います。奥山町長。

○町長（奥山光一）　それでは、町長行政報告をいたします。

今回報告いたします平成27年第３回定例会から本定例会までの町政執行上の町内外の行事、会議等につきましては、お手元に配付の報告書により報告とさせていただきますが、その他２件について報告をさせていただきます。

１件目といたしまして、災害時における物資の緊急・救援輸送等に関する協定及び上砂川町における地域見守り活動に関する協定についてであります。

初めに、災害時における物資の緊急・救援輸送

等に関する協定でありますが、近年局地的集中豪雨による土砂災害、河川の氾濫、さらには地震など大規模な自然災害が多く発生しており、自然災害の少ない本町においても常に災害に対する体制を整えているところであります。これまでも上砂川建設業協会を初め、自衛隊滝川駐屯地などとの関係機関と災害に関する協定を締結してきたところでありますが、このたびの協定は札幌地区トラック協会が所有する大型車両や人員により町が所有する災害復旧用資機材や救援物資等を被災箇所や災害避難所へ迅速かつ円滑に輸送を行うことを目的に去る10月20日、札幌地区トラック協会滝川支部と協定を締結したところであります。この協定により、より一層早期の災害復旧と住民の生命と財産を守る体制が構築されるものと考えるものであります。

次に、上砂川町における地域見守り活動に関する協定でありますが、高齢化の進展が著しい本町において高齢者等の見守りは重要な課題であり、これまでも民生委員や地域見守りネットワークを中心とする見守り活動を実施しておりましたが、このたびの生活協同組合コープさっぽろが行っているトドックの宅配システムを活用して、利用者等の異変を認知した場合、速やかに町や警察などの関係機関に連絡をするなど高齢者等に対する見守り、安否確認に民間事業者の取り組みを加えるもので、去る11月26日に協定を締結したところであります。

両協定は、いずれも住民が安全で安心に暮らせる地域づくりに資するもので、今後においてもさまざまな分野で関係機関や関係団体、民間事業所のお力をおかりし､行政の取り組みと一体となり、安全で安心な町づくりに取り組んでまいります。

次に、２件目といたしまして、旧地下無重力実験センター立坑を利用した光センサ保護カバー性能評価試験の実施について報告をいたします。

地下無重力実験センターは、無重力環境における先端科学技術の基礎研究、開発を進める施設として平成３年10月に操業を開始し、国家プロジェクトに位置づけられ、4,700回を超える落下実験を行ってまいりましたが、ナショナルプロジェクトの縮小、終了により平成16年３月をもって廃業し、その後新たな施設の活用について国等に要請を行っておりましたが、残念ながら本施設の利用計画もなく、現在遊休施設となっております。そのような中、東京大学宇宙線研究所より次世代検出器ハイパーカミオカンデの爆縮連鎖破壊防止のための光センサ保護カバーの性能評価試験を旧地下無重力実験センター立坑を利用して行いたいとの申し出があったところであります。

お手元に配付しております資料ナンバー１をご参照いただきたいと思います。超新星が大爆発で放つニュートリノの検出については、2002年にノーベル物理学賞を受賞した小柴教授により検出に成功し、ニュートリノに質量を持つことを東京大学宇宙線研究所長の梶田教授により発見され、本年ノーベル物理学賞を受賞したことはご承知のとおりであります。これらの検出器に使用されるスーパーカミオカンデを現在の20倍の大きさとし、検出能力を高めたハイパーカミオカンデの新設計画があり、その光センサ保護カバーの性能評価試験を旧地下無重力実験センターの立坑内で行うもので、ハイパーカミオカンデで使用される光センサは水深60メーターから80メーターの水中のため、性能評価試験をするには同等以上の水深が必要とされ、旧立坑の水深が条件を満たしており、評価試験に適しているということでこのたび申し出があったところであります。

光センサ保護カバーの必要性、試験時の概念図は資料に記載のとおりでありますが、水中で壊れると衝撃波により周辺の光センサも連鎖破壊が発生するため、これを保護するために開発中の保護カバーの衝撃波抑止性能を確かめるものであります。試験期間は、予算の関係で平成28年１月から３月となっておりますが、この期間での実験は１回しかできないということで、引き続き28年度に

も実験を予定しているところであり、このたびの実験では10人程度の科学者や企業関係者が在駐する予定となっております。

施設の利用に当たりましては、電源などは発電機により確保するとなっておりますが、町といたしましては一定程度の施設の整備も検討したいというふうに考えております。いずれにいたしましても、今回の評価試験を機に今後も最先端科学技術の研究施設として再利用されることにより新たな地域の活性化となることを期待するものであることを申し上げ、町長行政報告といたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫）　以上で町長行政報告を終わります。

◎教育長教育行政報告

○議長（堀内哲夫）　日程第７、教育長教育行政報告を行います。飯山教育長。

○教育長（飯山重信）　教育長行政報告を申し上げます。

平成27年第３回定例会から本定例会まで、特に報告する事項がございませんので、町内外の主要な行事、会議につきましては、お手元に配付しております行政報告書をごらんいただき、教育行政報告とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫）　以上で町長行政報告並びに教育長教育行政報告を終わります。

◎同意第４号

○議長（堀内哲夫）　日程第８、同意第４号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一）　ただいま上程されました同意第４号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案理由並びに内容の説明をいたしますので、ご審議くださるようお願いいたします。

提案理由といたしましては、現委員、土井上一雄氏が平成28年１月18日で任期満了となるに伴い、同氏を再任することについて議会の同意を求めるものであること。

内容の説明をいたしますので、本文をご参照願います。次の者を本町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第３項の規定により議会の同意を求める。

住所、上砂川町[redacted]氏名、土井上一雄。生年月日、[redacted]。職業、会社員。備考、任期３年。

本件は人事案件でありますので、全会一致をもって同意くださるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫）　以上で提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　異議なしと認めます。

これより同意第４号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、町長提案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　異議なしと認めます。

よって、同意第４号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

◎諮問第２号

○議長（堀内哲夫）　日程第９、諮問第２号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一）　ただいま上程されました諮問第２号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて提案理由並びに内容の説明

をいたしますので、ご審議くださるようお願いいたします。

提案理由といたしましては、現委員、笹木笑子氏が平成28年３月31日で任期満了となるに伴い、同氏を再推薦することについて議会の意見を求めるものであること。

内容の説明をいたしますので、本文をご参照願います。次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求める。

住所、上砂川町[redacted]氏名、笹木笑子。生年月日、[redacted]。職業、無職。備考、任期３年。

本件は人事案件でありますので、全会一致をもって同意くださるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫）　以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。本件は、町長提案のとおり、候補者の推薦をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　異議なしと認めます。

したがって、諮問第２号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、町長提案のとおり決定いたしました。

◎議案第３３号

○議長（堀内哲夫）　日程第10、議案第33号　上砂川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一）　ただいま上程されました議案第33号　上砂川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、法に規定のない個人番号の利用に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであること。

以下､内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫）　引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林　智明）　それでは、ご指示によりまして、議案第33号について内容の説明をいたします。

平成28年１月に開始されますマイナンバー制度につきましては、平成25年５月24日公布の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の規定により個人番号の利用を厳しく制限され、番号法に定められていない事務には利用することができないこととされておりますが、例外として番号法に掲げられていない社会保障と税、災害分野の事務において個人番号を利用する場合や庁内における複数の事務の間で個人番号を含む個人情報、いわゆる特定個人情報を利用する場合には条例を定めることによりその利用が認められているところであります。当町におきましては、現在のところ番号法に定められた事務以外に個人番号を利用する予定はございませんが、特定個人情報については庁内において授受を行い、情報連携ができるよう条例で定めるとともに、その適正な運用に際し、町としての責務を明らかにするものであります。

以上が内容の説明でありますが、個人番号は極

めて識別性の高いものであり、さまざまな情報と結びつくことから、利用者に対し十分な安全対策を講じてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それでは、条例本文に参ります。上砂川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例。

（趣旨）

第１条　この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第９条第２項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）個人番号　法第２条第５項に規定する個人番号をいう。

（２）特定個人情報　法第２条第８項に規定する特定個人情報をいう。

（３）個人番号利用事務実施者　法第２条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。

（４）情報提供ネットワークシステム　法第２条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

（町の責務）

第３条　町は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

（個人番号の利用範囲）

第４条　法第９条第２項の条例で定める事務は、町の執行機関が次項の規定により法別表第２の第４欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第２欄に掲げる事務とする。

２　町の執行機関は、法別表第２の第２欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第４欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

（委任）

第５条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、法附則第１条第４号に掲げる規定の施行の日（平成28年１月１日）から施行する。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫）　以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第３４号

○議長（堀内哲夫）　日程第11、議案第34号　上砂川町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一）　ただいま上程されました議案第34号　上砂川町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、地方税法施行規則等の一部を改正する省令の公布に伴い、上砂川町税条例の一部改正にかかわる関係条項を改正するものであること。

以下､内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫）　引き続き内容の説明を求め

ます。林副町長。

○副町長（林　智明）　それでは、ご指示によりまして、議案第34号について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、地方税法施行規則等の一部を改正する省令の公布に伴い、これに準拠し、規定している本町の税条例の関係条項を改正するものであります。

改正の内容でございますが、本年６月開催の第２回町議会定例会にて議決されました上砂川町税条例の一部を改正する条例のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法の施行に伴う法人番号に係る規定につきまして国が示す改正を行うものでございます。具体的には、番号法の施行に伴い町が作成する納付書、納入書に番号法に規定する法人番号を記載するものとしておりましたが、この改正を取りやめ、現行どおりとするものであります。

それでは、条例本文に参ります。上砂川町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

上砂川町税条例の一部を改正する条例（平成27年上砂川町条例第９号）の一部を次のように改正する。

第１条のうち上砂川町税条例第２条第３号及び第４号の改正規定を削り、同条例第36条の２第８項の改正規定中「法人番号」の次に「(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)」を加える。

附則第１条第３号中「第２条第３号及び第４号、」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫）　以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第３５号

○議長（堀内哲夫）　日程第12、議案第35号　平成27年度上砂川町一般会計補正予算（第４号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一）　ただいま上程されました議案第35号　平成27年度上砂川町一般会計補正予算（第４号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成27年度上砂川町一般会計補正予算(第４号)は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,480万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億2,775万円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成27年12月16日提出

北海道上砂川町長　奥　山　光　一

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫）　引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林　智明）　ご指示によりまして、議案第35号について内容の説明をいたします。

２ページであります。第１表、歳入歳出予算補正。１、歳入、９款地方交付税4,267万円の追加で、16億3,207万円となります。

１項地方交付税、同額であります。

13款国庫支出金２万4,000円の追加で、２億1,018万8,000円となります。

２項国庫補助金２万4,000円の追加で、6,319万1,000円となります。

18款諸収入1,500万円の追加で、5,138万3,000円となります。

５項雑入1,500万円の追加で、3,975万7,000円

となります。

20款繰越金710万6,000円の追加で、7,739万5,000円となります。

１項繰越金、同額であります。

歳入合計が6,480万円の追加で、37億2,775万円となります。

２、歳出、２款総務費1,948万8,000円の追加で、２億1,115万5,000円となります。

１項総務管理費1,884万5,000円の追加で、１億6,544万7,000円となります。

２項徴税費59万4,000円の追加で、511万円となります。

４項選挙費４万9,000円の追加で、328万9,000円となります。

３款民生費374万5,000円の追加で、６億4,418万2,000円となります。

１項社会福祉費374万5,000円の追加で、５億8,923万4,000円となります。

４款衛生費965万9,000円の減額で、２億1,900万7,000円となります。

１項保健衛生費983万9,000円の減額で、１億1,291万7,000円となります。

２項清掃費18万円の追加で、１億609万円となります。

７款商工費5,816万7,000円の追加で、６億470万7,000円となります。

１項商工費、同額であります。

８款土木費678万5,000円の減額で、３億35万6,000円となります。

１項土木管理費85万9,000円の追加で、8,256万4,000円となります。

３項住宅費764万4,000円の減額で、1億524万6,000円となります。

10款教育費276万5,000円の追加で、9,701万1,000円となります。

１項教育総務費40万1,000円の減額で、1,029万4,000円となります。

２項小学校費120万円の追加で、3,596万8,000円となります。

３項中学校費172万6,000円の追加で、3,394万6,000円となります。

４項社会教育費24万円の追加で、565万5,000円となります。

13款職員費292万1,000円の減額で、４億8,112万4,000円となります。

１項職員費、同額であります。

歳出合計が6,480万円の追加で、37億2,775万円となります。

事項別明細書、５ページ、歳出でございます。３、歳出、総務費、総務管理費、１目一般管理費63万円の追加で、4,720万1,000円となります。８節報償費は、地方公務員法の改正により平成28年度より人事評価制度の導入が義務づけられたことから、職員研修会経費として26万8,000円追加するものであります。済みません。４節共済費36万2,000円の追加は、嘱託職員の増によるものであります。

５目財産管理費1,800万円の追加で、4,407万7,000円となります。11節需用費は、はるにれ荘及び成寿苑のナースコールが建設後、相当年経過しており、万一故障した場合、入所者の人命にかかわることから、更新経費として1,800万円計上するものであります。

次ページであります。９目諸費21万5,000円の追加で、552万9,000円となります。23節償還金、利子及び割引料21万5,000円の追加は、法人税の修正申告による法人町民税還付金でございます。

総務費、徴税費、２目賦課徴収費59万4,000円の追加で、498万3,000円となります。13節委託料59万4,000円の追加は、軽自動車税の改正に伴うシステム改修でございます。

総務費、選挙費、１目選挙管理委員会費４万9,000円の追加で、19万5,000円となります。13節委託料４万9,000円の追加は、公職選挙法改正に伴い、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことによるシステム改修でございます。

民生費、社会福祉費、１目社会福祉総務費20万2,000円の追加で、３億4,340万8,000円となります。13節委託料20万2,000円の追加は、地域活動支援センター利用者の増によるものであります。

４目複合施設費67万4,000円の追加で、429万1,000円となります。18節備品購入費67万4,000円の追加は、中央ふれあいセンターの大ホール２台、会議室１台のストーブを更新するものであります。

６目地域包括支援センター費64万1,000円の減額で、1,737万7,000円となります。18節備品購入費36万3,000円の減額は、公用車の購入執行残で、その他は人件費の精査によるものであります。

８目後期高齢者医療費351万円の追加で、１億161万2,000円となります。19節負担金、補助及び交付金は、平成26年度療養給付費精算に伴い、351万円計上するものでございます。

衛生費、保健衛生費、１目保健衛生総務費983万9,000円の減額で、9,631万4,000円となります。18節備品購入費41万2,000円の減額は、保健指導活動車の購入執行残で、28節繰出金は水道事業会計繰出金を942万7,000円減額するものでございます。

衛生費、清掃費、３目し尿処理費18万円の追加で、3,309万4,000円となります。し尿収集車の修繕でございます。

商工費、商工費、１目商工振興費16万7,000円の追加で、2,164万5,000円となります。18節備品購入費16万7,000円の追加は、産業活性化センター貸し室のストーブを更新するものでございます。

２目企業開発費5,800万円の追加で、５億7,280万5,000円となります。資料ナンバー２をごらん願います。このたびの助成は、マイクログラス社が医療機関等の臨床検査に使用いたします顕微鏡用スライドグラスとカバーグラスが海外需要の増加により生産性と生産効率の向上を図るため、製造機器を整備し、増産体制を構築するとともに、雇用の拡大を図るものであります。今回整備いたします機器は、スライドグラスをコーティングするシランコート装置とこん包する箱にラベルを張るオートラベラー、スライドガラス研磨機及び全自動貼函機などを整備するもので、総事業費は１億1,715万円となっており、また従業員につきましては現在114名雇用しておりますが、このたびの整備に伴い、本年度新たに３名を採用し、今後５年間で15名の採用を予定しているところであります。雇用環境が厳しく、地域経済が低迷している本町にとりましては、この事業は雇用の拡大と地域経済の活性化につながるものでありますので、６月定例会において助成内容を拡充いたしました企業振興促進条例に基づき助成することとし、助成額は5,800万円で、このうち1,500万円につきましては発展基金より基金残全額を助成し、残る4,300万円については地方交付税を充当いたしますが、３月補正において産業振興基金と組みかえることといたします。

予算書にお戻りください。土木費、土木管理費、１目土木総務費85万9,000円の追加で、8,256万4,000円となります。28節繰出金85万9,000円の追加は、下水道事業特別会計に繰り出しするものでございます。

土木費、住宅費、２目公営住宅建設費764万4,000円の減額で、1,680万4,000円となります。職員１名の異動に伴う人件費の精査でございます。

教育費、教育総務費、１目事務局費40万1,000円の減額で、940万6,000円となります。18目備品購入費40万1,000円の減額は、教育広報車購入執行残でございます。

教育費、小学校費、１目学校管理費120万円の追加で、3,023万7,000円となります。

教育費、中学校費、１目学校管理費77万1,000円の追加で、2,774万8,000円となります。現在小中学校で使用している給食用食器が金属性で、長年の使用により損傷が著しいことから樹脂製に変更するため、小学校分160セット、中学校分90セ

ットを更新することとし、来年４月の新学期に間に合うよう今回計上するものでございます。

２目教育振興費95万5,000円の追加で、619万8,000円となります。11節需用費は、平成28年度の教科書改訂に伴う教員用の指導書の自動購入をするため95万5,000円計上するものでございます。

教育費、社会教育費、３目社会教育施設費24万円の追加で、238万6,000円となります。11節需用費は、趣芸館の玄関の木製階段破損による修繕費として24万計上するものでございます。

職員費、職員費、１目職員給与費292万1,000円の減額で、４億8,112万4,000円となります。年度途中での採用、退職に伴う人件費の精査でございます。

次に、５ページ、歳入であります。２、歳入、地方交付税、地方交付税、１目地方交付税4,267万円の追加で、16億3,207万円となります。普通交付税の追加でございます。

国庫支出金、国庫補助金、１目総務費補助金２万4,000円の追加で、2,047万9,000円となります。歳出分の国庫負担２分の１を計上するものであります。

諸収入、諸収入、５目雑入1,500万円の追加で、3,975万3,000円となります。空知産炭地域総合発展基金助成金、歳出同額を計上するものであります。

繰越金、繰越金、１目繰越金710万6,000円の追加で、7,739万5,000円となります。前年度繰越金を充当し、収支の均衡を図るものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫）　以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第３６号

○議長（堀内哲夫）　日程第13、議案第36号　平成27年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第１号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一）　ただいま上程されました議案第36号　平成27年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第１号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成27年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億3,968万4,000円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成27年12月16日提出

北海道上砂川町長　奥　山　光　一

以下､内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫）　引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林　智明）　それでは、ご指示によりまして、議案第36号について内容の説明をいたします。

２ページであります。第１表、歳入歳出予算補正。１、歳入、３款繰入金85万9,000円の追加で、7,390万5,000円となります。

１項一般会計繰入金、同額であります。

歳入合計が85万9,000円の追加で、１億3,968万4,000円となります。

２、歳出、１款下水道費85万9,000円の追加で、3,313万円となります。

１項下水道整備費９万1,000円の減額で、2,423万4,000円となります。

２項下水道維持費95万円の追加で、889万6,000円となります。

歳出合計が85万9,000円の追加で、１億3,968万4,000円となります。

事項別明細書、４ページ、歳出でございます。３、歳出、下水道費、下水道整備費、１目総務管理費９万1,000円の減額で、1,985万1,000円となります。共済費と退職手当組合負担率引き下げによる精査でございます。

下水道費、下水道維持費、１目維持管理費95万円の追加で、889万6,000円となります。11節需用費95万円の追加は、公共ます及びマンホールポンプの修繕料の追加でございます。

歳入でございます。２、歳入、繰入金、一般会計繰入金、１目一般会計繰入金85万9,000円の追加で、7,390万5,000円となります。一般会計繰入金を充当し、収支の均衡を図るものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫）　以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第３７号

○議長（堀内哲夫）　日程第14、議案第37号　平成27年度上砂川町水道事業会計補正予算(第１号)について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一）　ただいま上程されました議案第37号　平成27年度上砂川町水道事業会計補正予算（第１号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

（総則）

第１条　平成27年度上砂川町水道事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条　平成27年度上砂川町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（収入）

科目、第１款水道事業収益、既決予算額１億4,881万3,000円、補正予算額942万7,000円の減額、計１億3,938万6,000円。

第２項営業外収益、6,002万5,000円、942万7,000円の減額、5,059万8,000円。

（支出）

科目、第１款水道事業費用、既決予算額１億4,881万3,000円、補正予算額942万7,000円の減額、計１億3,938万6,000円。

第１項営業費用、１億761万円、942万7,000円の減額、9,818万3,000円。

（議会の議決を経なければ、流用することのできない経費）

第３条　予算第７条に定めた経費の金額を、次のとおり改める。

科目、職員給与費、既決予算額2,303万3,000円、補正予算額1,018万4,000円の減額、計1,284万9,000円。

次ページでございます。

（他会計からの補助金）

第４条　予算第８条に定めた、企業債利息償還等のため、一般会計からこの会計へ繰入を受ける金額「5,823万7,000円」を「4,881万円」に改める。

平成27年12月16日提出

北海道上砂川町水道事業管理者

北海道上砂川町長　奥　山　光　一

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫）　引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林　智明）　それでは、ご指示によりまして、議案第37号について内容の説明をいたします。

３ページであります。平成27年度水道事業会計予算実施補正計画書。収益的収入及び支出。収益的収入、１款水道事業収益942万7,000円の減額で、１億3,938万6,000円となります。

２項営業外収益942万7,000円の減額で、5,059万8,000円となります。

２目繰入金942万7,000円の減額で、4,881万円

となります。

収益的支出、１款水道事業費用942万7,000円の減額で、１億3,938万6,000円となります。

１項営業費用942万7,000円の減額で、9,818万3,000円となります。

１目原水及び浄水費75万7,000円の追加で、1,900万4,000円となります。

４目総係費1,018万4,000円の減額で、1,607万1,000円となります。

事項別明細書、４ページ、収益的支出でございます。収益的支出、水道事業費用、営業費用、１目原水及び浄水費75万7,000円の追加で、1,900万4,000円となります。

４目総係費1,018万4,000円の減額で、1,607万1,000円となります。職員の異動及び退職に伴い、臨時職員を雇用したことによる人件費の組みかえ精査でございます。

収益的収入でございます。収益的収入、水道事業収益、営業外収益、２目繰入金942万7,000円の減額で、4,881万円となります。一般会計繰入金を減額し、収支の均衡を図るものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫）　以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎休会について

○議長（堀内哲夫）　以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のため明日17日を休会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　異議なしと認めます。

したがって、明日17日は休会することに決定いたしました。

なお、休会中については常任委員会を開催していただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、18日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席方お願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（堀内哲夫）　本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

（散会　午前１１時０５分）

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　堀　内　哲　夫

署　名　議　員　　斎　藤　勝　男

署　名　議　員　　数　馬　　尚

平　成　２　７　年

上砂川町議会第４回定例会会議録（第２日）

１２月１８日（金曜日）午前１０時００分　開　議
午前１１時４９分　閉　会

○議事日程　第２号

第　１　会議録署名議員指名について
第　２　一般質問
第　３　議案第３３号　上砂川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定について
第　４　議案第３４号　上砂川町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
第　５　議案第３５号　平成２７年度上砂川町一般会計補正予算（第４号）
第　６　議案第３６号　平成２７年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第１号）
第　７　議案第３７号　平成２７年度上砂川町水道事業会計補正予算（第１号）
※　議案第３３号～第３７号は、質疑・討論・採決とする。
第　８　調査第４号　所管事務調査について
第　９　派遣第３号　議員派遣承認について
（追加日程）
第１０　意見書案第８号　砂川警察署の存続を強く求める意見書
第１１　意見書案第９号　北海道警察の警察官の増員を求める意見書
第１２　意見書案第１０号　ブラッドパッチ療法の保険適用および脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書
第１３　意見書案第１１号　安全保障関連法案の強行採決に抗議し、第１８９通常国会で成立した安全保障関連法の廃止を求める意見書
第１４　意見書案第１２号　地域の事情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書

○会議録署名議員

４番　　斎　藤　勝　男
５番　　数　馬　　尚

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫）　おはようございます。ただいまの出席議員は９名です。

理事者側につきましても全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成27年第４回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議　午前１０時００分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫）　日程第１、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、４番、斎藤議員、５番、数馬議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎一般質問

○議長（堀内哲夫）　日程第２、一般質問を行い

ます。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、許可したいと思います。

◇　髙　橋　成　和　議員

○議長（堀内哲夫）　６番、髙橋議員、ご登壇の上ご発言願います。

○６番（髙橋成和）　平成27年第４回定例会に当たり、通告しております２件の質問をいたします。

最初に、公的住宅の今後の集約化の見通しについて質問いたします。平成22年から町営住宅の長寿命化計画とともに公的住宅の老朽化や空戸対策を図り、東町、鶉、緑が丘の３地区で住宅の集約化を進めてきました。鶉地区は、ほぼ転居が完了いたしましたが、残りの２地区についてはあと一歩のところで住民との交渉が進展していない状況と聞いております。

公的住宅の総戸数と空戸率は、以前の資料では空戸率につきましては29％となっていましたが、これまでの担当者の努力と住民の協力もあり、空戸率もかなり下がってきているのかと思いますが、まず総戸数と空戸率について現状についてお伺いいたします。

住宅の集約化が全て完了した際の除排雪体制の効率化、集約対象地域にある街路灯の電気料、中央バス路線平日７便の運行について大きな経費の削減ができるのではないかと推測しているところですが、それらの効果と集約後の住宅解体や敷地の活用方法、東山地区から東町地区までの町道の維持管理の今後について、現段階での方針をお伺いいたします。

移転対象となる住民との交渉は、これまで引っ越しに際して敷金礼金、家賃等で優遇措置を施し、対象となる多くの方々に理解をいただき転居していただきました。いまだ残っている方々につきましては、さまざまな事情もあるかと思いますけれども、自治会、町内会と情報を共有して交渉を進める必要もありますし、対象者が希望する転居先の住宅場所や引っ越しの費用の問題等で進展しないのも理由なのではないかと推察いたします。今後は、職員だけではなく転居対象者の血縁関係者あるいは知人の協力を得ながら交渉を進めていく必要があるかと思いますが、計画では平成28年度末までに集約する予定かと思いますけれども、今後先延ばしの猶予期間や期限、新たな優遇措置も検討しているのかお伺いいたします。

続いて、今後の町内各所の防犯対策について質問いたします。飲酒運転、危険運転抑止のために今年度３台の防犯カメラが新たに道道沿いに設置されました。９月の定例会で予算承認された後に報道機関からも注目され、今後の防犯の効果が大変期待できるのではないかと感じております。現在町内には、ごみの不法投棄の監視カメラも含め計６台防犯カメラが設置されておりますが、これまでの本町の犯罪について見ますと、住民の目の行き届かないところで盗難等の犯罪が起きているように感じております。これまでも防犯運動の推進をしていますが、住民の高齢化も進んでいて、それぞれの地区に街路灯を深夜、自分が仕事中、見ているとＬＥＤ化になり、電気料の抑制が図られた反面、暗くなったと感じる死角になる場所も幾つかあり、心配しております。

屋外用の防犯カメラは20万円ほどかかりますが、室内の防犯監視カメラは比較的値段も安価だと思います。町内の公共施設への設置あるいは各団体、町内企業と協力して敷地内にカメラを設置するなど防犯の行き届いた町を目指してＰＲしていくことはできないでしょうか。先日、砂川市が防犯カメラの設置条例を来年決議する予定との報道記事を拝見いたしましたが、本町も個人情報の保護や画像データの徹底管理を義務づけた上で条例をつくれないかと思いますが、今後の防犯カメラの設置と防犯対策についてお伺いし、質問を終わらせていただきます。

○議長（堀内哲夫）　ただいまの６番、髙橋議員の質問に対し、答弁を求めます。初めに、佐藤建

設課長。

○建設課長（佐藤康弘）　６番、髙橋議員ご質問の１件目、公的住宅の今後の集約化の見通しについてお答えいたします。

初めに、本町における町営住宅の再編状況につきましては、平成26年第３回定例会におきまして一般質問答弁として説明しているところでありますが、公営住宅の管理戸数1,287戸に対し、空戸が398戸で空戸率は30.9％と非常に高く、空戸対策が急務となっているところであります。このような状況から、平成32年度までに適正な管理戸数を構築するよう国から指導を受けており、維持経費をかけないような対策が求められ、公営住宅ストック総合計画に基づき適正な規模で住宅管理を図るため、空戸率の高い地区の住宅や建設年次が古く老朽化の著しい住宅の再編を目指し、東町地区、鶉地区、緑が丘地区の住宅再編に順次取り組んできたところであります。

これまでの集約化の状況でありますが、平成23年11月に東町改良住宅25棟164戸、平成24年８月に下鶉公営住宅７棟28戸、平成25年７月に鶉改良住宅10棟50戸、平成25年８月に緑が丘公営住宅32棟126戸、各地区それぞれで住民説明会を開催し、用途廃止について地域住民の理解が得られ、このことにより管理戸数は1,283戸から945戸となり、このうち空戸は105戸で空戸率も11.1％に改善が図られたものであります。

各地区の移転状況でありますが、東町地区は平成27年３月末を移転期限を定め、説明会開催時に77戸あった入居戸数が本年11月末には11戸まで減っており、そのうち移転先決定済みが９戸、希望住宅をあっせん中が２戸となっておりますが、移転先が決定している方の中には移転を早急に行えない理由として引っ越し代を工面できないという方がいるため、分割による支払いが可能な引っ越し業者のあっせんを行っておりますが、今後も個別訪問を行い、早期移転をお願いするとともに希望住宅のあっせんに努めてまいります。次に、鶉地区は29戸あった入居者のうち28戸で移転を完了し、残る１戸につきましては居住実態がなく、住宅内に荷物を残すのみで、１月中には荷物を運び出し、退去手続が完了する予定となっており、緑が丘地区は43戸あった入居者のうち39戸で移転を完了し、残る４戸につきましては希望住宅あっせん中が２戸、個別訪問を行い交渉を行っている方が２戸となっております。鶉と緑が丘地区は、平成28年３月末までを移転期限と定め、家賃の減免、敷金の全額返還、移転先の敷金免除と移転の優遇措置を講じておりますことから、今後も職員が親身に相談に乗り、住民の理解を得て移転期間内において移転を完了させたいと考えており、先延ばしや新たな猶予期間を設けたり、これ以上の優遇措置を講じる考えはありません。

また、議員ご質問の住宅集約化が完了した場合の経費削減効果につきましては、東町地区におきまして除排雪経費や草刈り経費、自治会への街路灯補助金、13基の町設置街路灯電気代、生活館運営費、空戸除雪費、道路清掃費、共同浴場運営費補助金などで年間で約220万円の行政経費が削減されると当時試算されており、鶉、緑が丘地区においては自治会管理の街路灯18基を廃止することが可能と考えられ、年間で電気料17万円の削減と除排雪業務の大きな効率化が図られるものと考えられます。このほか東町地区の中央バスの路線短縮により、中央バスの維持経費も縮減が図られ、それにより町の運営補助金を縮減できる可能性も考えられます。

最後に、集約後の住宅解体や敷地の活用方法、町道東山連絡線の維持管理につきましては、東町地区は道路の維持管理を行わず、通行どめにすることとし、現在平成28年度から37年度を計画期間とする長寿命化計画の見直し事務を進めておりますので、将来人口の推移を見きわめ、適正な管理戸数の検討に努め、各地区の用途廃止住宅の解体にありましては町の財政状況を勘案しつつ、優先順位をつけて計画に盛り込んでいきたいと考えて

おりますので、ご理解賜りたくお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫）　次、斉藤住民課長。

○住民課長（斉藤昭彦）　それでは、６番、髙橋議員の２件目のご質問、今後の町内各所の防犯対策についてお答えいたします。

初めに、本町の防犯カメラの設置状況でありますが、本年度ごみの不法投棄防止用監視カメラ３台と交通事故や犯罪を抑止することを目的とした防犯カメラ３台、計６台を設置しており、設置に当たりましては上砂川町防犯カメラ設置要綱を制定し、画像データは町で管理し、目的以外には使用しないこととして個人情報の保護に努めておりますが、事件等があった場合に警察等から法令に基づく照会を受けた場合のみ、画像を提供できるよう適切に運用しているところであります。

議員の公共施設への設置や団体、企業と協力して敷地内に防犯カメラを設置してはとのご意見につきましては、大変貴重なご意見でありますが、過度な監視とならないよう対応しなければならないと考えております。

議員ご質問の今後の防犯カメラの設置と防犯対策につきましては、高齢化が進む本町においては人口減少により人や車の往来が少なくなっており、町内各所においても防犯上、死角となる場所が増加することも想定されますことから、警察や防犯、交通関係団体と連携し、町民にとって安全、安心な地域社会の形成に努めるとともに、公共施設も含め、防犯カメラの設置が必要な場所につきましては情報提供をいただき、警察や関係機関とも協議しながら増設を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁といたします。

○議長（堀内哲夫）　ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○６番（髙橋成和）　ご丁寧にありがとうございました。

○議長（堀内哲夫）　ないようですので、打ち切ります。

◇　川　岸　清　彦　議員

○議長（堀内哲夫）　次、２番、川岸議員、ご登壇の上ご発言願います。

○２番（川岸清彦）　今定例会、第４回定例会において一般質問をしたいので、下記により通告します。平成27年12月14日、上砂川町議会議長殿、議会議員２番、川岸清彦。

件名といたしまして、マイナンバー制度についてでございますが、要件の中で現在郵送が進められている個人番号入りの通知カードと来年１月から希望者のみに発行する個人番号カードについて質問いたします。

マイナンバー制度については、プライバシー保護、情報漏えい、特殊詐欺など、現在テレビやメディアを通して私自身も含め、町民から不安の声が広がっています。また、上砂川町は高齢者が多いため、取り扱いについて広報で記入してはおりますが、今以上わかりやすいものとする必要があります。

そこで、現在の通知カードについての上砂川町の受け取り状況と受け取りされていない通知カードに関しまして、保管状況についてお聞かせください。並びに個人番号カードを持っていないことで、さまざまな行政事務手続に支障が生じないのかどうかをお尋ねいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（堀内哲夫）　ただいまの２番、川岸議員の質問に対し、答弁を求めます。斉藤住民課長。

○住民課長（斉藤昭彦）　それでは、２番、川岸議員のご質問、マイナンバー制度についてお答えいたします。

初めに、マイナンバー制度につきましては、日本国内の全住民に12桁の個人番号を登録し、国や地方公共団体など複数の機関で保有する個人情報とひもづけることで行政の効率化、国民の利便性の向上、公平、公正な社会の実現を目指すもので

あります。マイナンバーの利用については、平成28年１月から番号法で定める社会保障、税、災害対策の各分野の行政手続で導入され、平成29年１月から国の機関において、同年７月から地方自治体においても情報連携が開始されるものであります。議員ご指摘のとおり、全国各地でマイナンバー制度に関する特殊詐欺等による被害が発生し、町民の中にも不安を感じていると思いますので、今後も警察、消費者被害防止ネットワーク等と連携し、被害の未然防止に努めていきたいと考えているとともに、制度の周知につきましては広報等においてわかりやすい紙面づくりに努めてまいります。

議員ご質問の１点目、通知カードの受け取り状況と通知カードの保管状況についてでありますが、通知カードは転送不要の簡易書留により世帯ごとに郵送され、不在の場合は不在通知書が投函され、郵便局で１週間保管し、配達できなかった通知カードは市町村へ返送されることとなっております。本町の通知件数は1,972件で、不在や転送不要により175件が返送されておりますが、既に114件を交付しておりますので、現在町が保管しているのは61件、68名分で住民課におきまして厳重に保管しているところであります。

次に、２点目の個人番号カードを持たないことでの行政事務手続に支障が生じないのかどうかについてでありますが、通知番号カードと個人番号カードの一番の大きな違いは、個人番号カードは本人確認のための身分証明書として利用できることでありますが、個人番号カードがなくても従来どおり身元確認ができる書類と通知カードを用意することで手続ができることから、現状での行政事務手続においては支障がないものと考えております。しかしながら、国におきましては平成29年１月以降、個人番号カードに国民健康保険や印鑑証明、コンビニ交付など、さまざまな機能を持たせることとしておりますが、未確定な部分が多く、正式な通知が示されていない状況でありますことから、今後も国の動向を注視しながら正しい情報をわかりやすく周知してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁といたします。

○議長（堀内哲夫）　ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。川岸議員。

○２番（川岸清彦）　質問というよりお願いなのですけれども、広報なんかで11月も12月もマイナンバー制度について説明は受けているのですけれども、今後先ほど今説明のようにどういうふうに個人番号カードを扱っていくのかということについて、お年寄りの方が多いですから、こういうことで周知のほうをもうちょっと詳しく、１月号でも２月号でも結構なのですけれども、広報でもう一度説明というか、それをちょっとお願いしたいなと思います。

○議長（堀内哲夫）　川岸議員、それは要望ですね。

○２番（川岸清彦）　はい、そうです。

○議長（堀内哲夫）　それでは、打ち切ります。

◇　吉　川　　洋　議員

○議長（堀内哲夫）　次、３番、吉川議員、ご登壇の上ご発言願います。

○３番（吉川　洋）　第４回定例会におきまして、通告をさせていただいたとおり、広報について質問をさせていただきたいと思います。

町広報は、町民が町の情報を知るための大切な情報紙であります。その大切な町民の情報紙を充実をさせるために担当者が毎月日々ご努力をしていることに対し、心から敬意を表するところであります。

この広報の取り組み方は、全般的には大変すばらしく、内容も正しいものと思いますが、ほとんどが公的事業ばかりを多く扱っておるように思うところでございます。もう少し違う方向の掲載物もあってもいいのではないかというふうに考えるところでありますが、恐らく広報に対する考え方

は町としての方針に基づいているものと思います。担当者がそれぞれの月に思いでやっているわけではないと思いますが、この広報の内容についてはある時期から取り扱いが変わってきているように感じられるところがあります。七、八年前までは月間事業予定表や記事の内容に民間の事業、ボランティア活動等、いろいろなチャリティーパーティーも含め、広範に取り扱い、掲載をしていたように思うわけでございますが、一時期よりそれらの扱いがほとんど見受けられなくなってまいりました。恐らく公的経費を使用しているものに民間のものを多く扱うのはいかがなものかというような考えもあり、取り扱いづらくなってきたものとも思われますが、しかしそのような中におきましても上砂川町のホームページ、見ている方はおわかりかと思いますが、町長の挨拶の中に次のような一文があります。「町民の皆さんが町を明るく元気づけようとボランティア活動やイベントを開催するなど自発的にさまざまな活動を展開しております。町としてもこのような活動の輪を広げるためにサポートをしています」とあります。ならば、広報においても違った角度で民間事業等について取り扱いを変更し、サポートをしてもいいのではないかというふうに考えるところであります。

今まさに総合戦略を策定して、行政と町民が一体となって町づくりを進めなければならない時期に来ており、官、民と言っているような時期ではないというふうに考えております。さらに、各町自治会の協力も不可欠でありますから、これらの自治会の事業、行事等も積極的に掲載するような形をとってはというふうに考えるところであります。これらの扱いによって広報のページ数がふえ、また経費がふえたにしても町民と行政が一体となり、町づくりを推進する機運が今以上に向上するならば、多少の経費増は町の将来を考えますと決して高いものではない、それだけの値があるものというふうに思うところです。この点について、行政としてどのようにお考えなのかお尋ねをし、また積極的かつ前向きなご答弁をご期待を申し上げ、質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（堀内哲夫）　ただいまの３番、吉川議員の質問に対し、答弁を求めます。浅利企画課長。

○企画課長（浅利基行）　３番、吉川議員のご質問、上砂川町広報についてお答えいたします。

初めに、町広報かみすながわにつきましては、毎月１日に町が取り組んでいる事業や町民へお知らせする情報等を中心に20ページ程度に編集し、発行しているところであり、広報紙の発行経費につきましては本年度予算で印刷製本費として178万3,000円を計上しているところであります。

町広報での記事掲載の基本的な考え方につきましては、営利目的でなく公共性の高いものを掲載することとしており、これは平成24年第４回定例会での一般質問において営利目的の記事の掲載や折り込みチラシなど本来広報等で掲載すべきではないものがあるとのご指摘により、個人業者等の営利につながる記事等につきましては慎重な扱いをしているところであります。

議員ご指摘の七、八年前までは月間行事予定表や記事の内容に民間の事業、ボランティア事業やチャリティーパーティー等、広範に取り扱い、掲載していたと思われるとのことでございますが、民間事業者のボランティアやチャリティーパーティーについては紙面の都合や原稿の締め切り日の関係で掲載できない場合もございますが、原稿依頼のあった場合には記事を掲載しているところであります。月間行事予定表についても最近では掲載依頼が少ないことから、その取り扱いがなくなったものと推察するところであります。しかしながら、営利的な目的でなく公共性の高い民間事業などについての掲載は制限しているものではなく、ホームページの町長の挨拶でも「町民の皆さんが町を明るく元気づけようとボランティア活動やイベントを開催するなど自発的にさまざまな活

動を展開しており、町としてもこのような活動の輪を広げるためサポートしていきます」とありますので、今後は広報にそれらの記事が掲載できる旨のＰＲも含め、内容精査の上、より多く掲載することとし、町民に対し情報発信を行っていくよう検討してまいります。

また、広報のページ数がふえ、経費がふえたにしても町民と行政が一体となった町づくりを推進する機運が向上するなら、多少の経費増もよいのではないかとのご意見につきましては、総合戦略においても町民、地域、団体、企業、行政などオール上砂川でこの計画を推進すると位置づけておりますことから、公共性の高い各団体等の事業や取り組みに対し積極的に広報やホームページを通じ情報発信するとともに、広報のページ数をふやすことについては、より見やすい、またより読みやすい広報作成とあわせ検討していきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫）　ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。吉川議員。

○３番（吉川　洋）　大変前向きなご答弁をいただきました。ありがたく思います。今後の広報のあり方について、期待をして見ていきたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

○議長（堀内哲夫）　要望等ございましたけれども、これをもって打ち切りたいと思います。

◇　大　内　兆　春　議員

○議長（堀内哲夫）　次、８番、大内副議長、ご登壇の上ご発言願います。

○副議長（大内兆春）　本定例会に当たり、２件の質問をいたします。

それでは、質問に入ります。認知症の早期発見、予防対策についてお尋ねいたします。課長を初めとして、スタッフの皆さん、阿部ちゃんこと、さつき会の皆さんの寸劇など、活発な保健福祉活動を通して認知症に対する理解等が着実に深まってきています。皆さんの中で認知症サポーター講座を受けたことのある方はいらっしゃると思いますが、受けていない方はぜひ受けてください。お願いいたします。

現在認知症患者は、2012年度で462万人を超え、予備群であるＭＣＩ（軽度認知障害）を合わせると860万人、10年後には計1,000万人を突破することが確実視されています。しかし、ＭＣＩ（軽度認知障害）の人のうち１割が正常に戻ったという興味深いデータが存在しています。ＭＣＩ（軽度認知障害）と診断された高齢者600人がその後どれぐらいの割合で認知症になるのか追跡調査を行ったところ、その結果、５年間でＭＣＩの人のおよそ５割が認知症を発症し、しかし４割の人がＭＣＩ維持、残りの１割は正常に戻ったというデータがございます。ＭＣＩ（軽度認知障害）は、対処のしようによっては治る可能性があると診断されています。それが早期発見、その予防が運動、食事、認知トレーニング、健康管理など保健予防活動に本町でも取り入れていると思いますが、今後の取り組みとして認知症の早期発見、予防についてお聞かせください。

終わりに、新聞報道で認知症を防ぐまちの宣言を目にしましたが、本町は認知症を防ぐまち宣言に参加の意思ある、なしかをお尋ねいたします。

２件目として、町有地利用活用で山菜、小果樹栽培についてお伺いいたします。上砂川町は、農業、農地、林業もなく、残念ですが、これといった利用可能な資源もなかなか見当たりません。その昔は、本町にも山菜などが豊富だったと聞い

ております。今では、奥沢の奥深いところにわずかに自生しているのみではないかと思われますが、山菜、小果樹は食味に富み、ポリフェノール、アントシアニンが豊富で栄養価もすぐれ、いろいろな健康サプリにも利用されています。世はまさに自然食、健康食ブームであり、高級志向型であると言われております。

そこで、本町を山菜、小果樹の里づくりの一歩として、利用計画のない町有地を栽培可能地にしていただき、活用させてはいかがか考えをお聞かせください。

最初は１人か２人からのスタートになると思いますが、後に参加者を募り、点から線、線から面、苗等については徐々にふやしていき、５年、10年、長い期間がかかると思いますが、山菜、小果樹の里づくりを進めていきたい。そこで、町としてのお考えをお聞かせください。

以上で質問を終わります。

○議長（堀内哲夫）　ただいまの８番、大内副議長の質問に対し、答弁を求めます。初めに、扇谷福祉課長。

○福祉課長（扇谷洋子）　８番、大内議員の１件目のご質問、認知症の早期発見、予防対策についてお答えいたします。

初めに、認知症サポーター養成講座についてご説明申し上げます。介護保険法の改正により、国は今後団塊の世代が75歳以上となる10年後の2025年を見据え、認知症者の増加を予測し、その対策の一環として認知症サポーター養成講座の開催によって全国600万人のサポーター養成を目標にしております。本町における認知症サポーター養成講座の講師となるべきキャラバンメイトの有資格者は９人おり、現在サポーター養成講座の講師として認知症に対する正しい知識の普及啓発と認知症の方やその家族が住みなれた町に心地よく住み続けるための活動をしております。

本町における認知症サポーターの状況は、平成20年から26年までに４回、141人を養成しており、本年度は保健福祉推進員37人、民生児童委員18人、役場職員54人、勤医協上砂川診療所職員18人、そのほかいきいき健康づくり教室として一般住民を対象に８地区、189人の計316人の養成を行っております。本年度は、さらに認知症老人と共に歩む会、さつき会の協力を得て寸劇を交えながら上砂川中学校生、中央小学校６年生に対しましても養成講座を行うこととしております。来年度におきましては、出前講座を含め５回予定しており、以後小学校６年生を対象として継続的に行い、企業、商店などの受講者には認知症サポーターのオレンジリングとステッカーを配付し、店先などに掲載していただき、上砂川町全体が認知症に理解がある認知症サポーターの町になるよう進めてまいりたいと考えております。

本年１月に策定されました国の新オレンジプランでは、認知症サポーター数を全国800万人としており、養成されたサポーターの次のステップとして地域や職域など、さまざまな場面で活躍できる取り組みを推進していくことも掲げられていることから、本町におきましても養成されたサポーターのフォローアップ研修会の開催について、現在地域包括ケアシステムの構築において検討しているところであります。

次に、本町における認知症者の状況についてでありますが、少し専門的になりますが、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上、すなわち日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが多少見られても誰かが注意していれば自立できると判断された人は平成27年度で242人、高齢者全体の15％であり、平成37年の推計ではありますが、全国は470万人、12.8％、全道では23万3,000人、13.8％と言われており、本町は全国、全道の10年先よりも高い割合となっています。

議員ご質問の１点目、認知症の早期発見、予防のための今後の取り組みについてでありますが、認知症の発症予防が可能なものとして高血圧、糖尿病など生活習慣病の悪化による脳出血、脳梗塞、

脳動脈硬化による脳血管性認知症があり、特に高血圧、糖尿病といった生活習慣病の発症予防、重症化予防が認知症予防の第一歩であることから、保健指導、栄養指導に力を注いでいるところであります。また、介護予防事業としましては、各地区生活館等で実施しているいきいき百歳体操のほか、認知症予防と関係が深い口腔機能の維持向上のためのかみかみ体操の実施や歯科相談、歯科保健指導の実施、8020運動の推進、健康運動指導士による運動指導、運動とともに取り組むことで効果が大きい栄養士による栄養指導などを実施しているところであります。

ＭＣＩ（軽度認知障害）の早期発見についてのテストですが、発見した上でのフォローが何よりも重要なことから、事後の受け皿を十分に考えた上での実施が肝要と考えております。

議員２点目のご質問、本町は認知症を防ぐまち宣言への参加の有無についてでありますが、12月６日付北海道新聞に掲載されたコープさっぽろ、北翔大学、ソーシャルビジネス推進センターによる支援で全国では珍しい官民連携による試みとして、全道規模で進める認知症を防ぐまち宣言でありますが、第１期の締め切りは12月20日となっているところであり、近隣市町では赤平市のみが宣言の意思を表明しておりますが、本町としましては宣言による費用対効果も十分に見きわめながら、今回は宣言をせずに当面は介護予防対策の構築を図りつつ進めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫）　次、米田総務課長。

○総務課長（米田淳一）　次に、大内議員の２件目のご質問、町有地利用活用について、山菜、小果樹栽培についてお答えいたします。

ご承知のとおり、本町におきましては農業、林業が皆無の中、唯一の林産物でありますシイタケにつきましても現在は１社のみの操業で低迷な状況にございます。そのような中、遊休地、また遊休施設の利活用につきまして、これまでエルムの里や手打ちそば愛好会、障害者自立支援施設などから作物などの栽培のための町有地使用の要望を受け、その計画内容を吟味した上で希望する町有地の貸与などを行ってまいりました。現在町におきましては、このたびの総合戦略と絡め、将来にわたる全町的な遊休地と遊休施設の利活用の方向性を示す土地等利用計画を策定中であり、この計画は用途に合わせゾーニングをする内容となるものでございます。

議員のご質問の山菜、小果樹の里づくりの一歩として、利用計画のない町有地を栽培可能地として利用させてはどうかについてでありますが、これといった特産物のない本町にとって大変貴重なご提案と受けとめるものであり、個人、団体等を問わず、希望者が自主的に栽培に必要な地形や地質などを確認し、整備を施すなどで住民の主体的な活動が生まれることは大変意義深いものであると考えますので、利用の申し出があった際には計画の内容と将来的な土地利用計画との整合も考慮の上、町として可能な範囲で提供してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁といたします。

○議長（堀内哲夫）　ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○副議長（大内兆春）　扇谷課長、米田課長、簡明で丁寧な説明ありがとうございました。非常に勉強になりました。

○議長（堀内哲夫）　あとございませんね。ないようですので、打ち切ります。

以上で一般質問を終了いたします。

◎議案第３３号　議案第３４号　議案第３５号　議案第３６号　議案第３７号

○議長（堀内哲夫）　日程第３、議案第33号から日程第７、議案第37号については既に提案理由並びに内容説明が終了いたしておりますので、順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第３、議案第33号　上砂川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　討論なしと認めます。

これより議案第33号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　異議なしと認めます。

したがって、議案第33号　上砂川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第４、議案第34号　上砂川町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　討論なしと認めます。

これより議案第34号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　異議なしと認めます。

したがって、議案第34号　上砂川町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第５、議案第35号　平成27年度上砂川町一般会計補正予算（第４号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　討論なしと認めます。

これより議案第35号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　異議なしと認めます。

したがって、議案第35号　平成27年度上砂川町一般会計補正予算（第４号）は、原案のとおり決定いたしました。

日程第６、議案第36号　平成27年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第１号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　討論なしと認めます。

これより議案第36号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　異議なしと認めます。

したがって、議案第36号　平成27年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり決定いたしました。

日程第７、議案第37号　平成27年度上砂川町水道事業会計補正予算（第１号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　討論なしと認めます。

これより議案第37号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　異議なしと認めます。

したがって、議案第37号　平成27年度上砂川町水道事業会計補正予算（第１号）は、原案のとおり決定いたしました。

◎調査第４号

○議長（堀内哲夫）　日程第８、調査第４号　所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付いたしておりますように、議会運営委員長から会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査について申し出がありましたので、委員長の申し出のとおりこれを許可してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申し出のとおり許可することに決定いたしました。

◎派遣第３号

○議長（堀内哲夫）　日程第９、派遣第３号　議員派遣承認について議題といたします。

これもお手元に配付のプリントに内容が記載されておりますように、これを派遣してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　異議なしと認めます。

よって、本件は派遣することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時４９分

再開　午前１０時５８分

○議長（堀内哲夫）　休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程について

○議長（堀内哲夫）　ただいま議長の手元に意見書案５件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

◎意見書案第８号

○議長（堀内哲夫）　日程第10、意見書案第８号　砂川警察署の存続を強く求める意見書について議題といたします。

８番、大内副議長、ご登壇の上ご発言願います。

○副議長（大内兆春）　砂川警察署の存続を強く求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定に

より提出する。

平成27年12月18日

上砂川町議会議長　堀　内　哲　夫　様

提出議員　大　内　兆　春

賛成議員　数　馬　　尚　　斎　藤　勝　男

本文を読み上げ、内容の説明とさせていただきます。

意見書案第８号

砂川警察署の存続を強く求める意見書

日々365日24時間体制で安全で安心な地域づくりのためにご活躍下さっている現場の警察官の皆様には日頃より心から敬意と感謝を申し上げます。安全で安心して暮らせる社会の実現は、町民及び地域住民全ての切実な願いです。地域社会に密着した警察業務は地域に無くてはならないものであり、他の行政機関が代替できる性質のものではありません。現在、北海道警察では警察署の機能強化に向けた再編整備計画案を検討していますが、計画案の中で砂川警察署を隣接警察署と統合し、警察力を強化するという案は、地域の実情を無視し、政府の進める地方創生の方針にも逆行するものであり、計画案から削除を強く要求致します。

凶悪犯罪は都市や地方において分け隔てることなく発生します。砂川警察署管内においても、本年は全国的に注目された凶悪な交通犯罪事件の発生、グライダー機の墜落、殺人事件の死体遺棄現場が発見されるなど、警察事象として重大な事象が続いており、隣接警察署との再編統合よりも事件捜査などの対応のために、むしろ砂川警察署への人員増を図る必要に迫られているところです。警察力の強化は、施設の再編統合ではなく、警察官の増員による対応能力の強化が最優先であるべきです。

政府の進める地方創生は都市から地方へ人の移動を促し、都市集中になりがちな人口の偏在を解消しようと努めています。地方であっても全ての世代の人々が安心して暮らせる地域社会の構築と維持を図らなければなりません。そのためにも地域の治安維持、防犯活動、災害対策の拠点として警察署は大切な施設です。既存の警察署を拠点として、警察官の増員をすることは社会全体における雇用増につながるものであり、警察署の存続は地方の人口維持に直結し経済活動の活性化にも寄与するものです。

砂川警察署管内には、国道12号線及び国道275号線、ＪＲ函館本線、道央自動車道といった交通網により、人々の往来も多く、地域事情に精通した一定水準の人員、規模を有する警察署の果たす役割には大きなものがあります。また、北海道内の電力供給を担う重要な施設として北海道電力砂川火力発電所及び奈井江火力発電所が稼働しています。このような施設に対するテロ等からの警戒は常に必要であり、緊急時に備えて、近傍に警察署がある安心感は他の何物にも替え難いものです。

加えて、砂川市には空知地域の基幹センター病院である砂川市立病院があります。大規模災害の際には、地元警察署員の協力を得ながら、迅速に入院患者や被災者の救済など万全の体制がとれるよう準備していなければなりません。広大な管轄面積を有し、積雪寒冷などの地理的な特殊性がある北海道においては、警察活動の拠点であり、地域住民の拠り所として、また災害発生時の拠点或いは避難場所として地域に密着した警察署はしっかりと残しておかなければなりません。

既存の警察署の更新については、時間がかかっても全ての警察署を計画的に更新するべきです。数多くの警察署を建て替えたり､改修することに、地域経済に多大な効果を与える公共事業として、また、必要な事業が長期間にわたって確実に確保されることにより、大きな地域貢献となります。

最後に警察署の機能強化は、警察署の再編統合ありきで物事を考えるのではなく、砂川警察署を残し、砂川市、奈井江町、上砂川町、浦臼町や地域住民の意思を尊重して地域が望む形で警察署の

機能強化が図られることを強く要望致します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成27年12月18日

上砂川町議会議長　堀　内　哲　夫

提出先　北海道議会議長、北海道知事、北海道公安委員会委員長、北海道警察本部長。

以上です。

○議長（堀内哲夫）　以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第８号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　異議なしと認めます。

したがって、意見書案第８号　砂川警察署の存続を強く求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第９号

○議長（堀内哲夫）　日程第11、意見書案第９号　北海道警察の警察官の増員を求める意見書について議題といたします。

横溝議員、ご登壇の上ご発言願います。

○７番（横溝一成）　北海道警察の警察官の増員を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成27年12月18日

上砂川町議会議長　堀　内　哲　夫　様

提出議員　横　溝　一　成

賛成議員　数　馬　　尚　　斎　藤　勝　男

本文を読み上げ、内容の説明とさせていただきます。

意見書案第９号

北海道警察の警察官の増員を求める意見書

国民が安心して暮らせる地域社会は国民生活の向上や経済成長の基盤となるものであり、国民全ての願いである。最近の治安情勢は、平成13年度から平成25年度までの間に、地方警察官を合計で２万8,811人増員して、他の施策と併せて犯罪の増加を防止し、治安の回復に効果をもたらしてきた。

しかし一方で、刑法犯認知件数が減少するなど改善傾向にあるものの無差別殺傷事件などの凶悪犯罪、子どもに不安を与える不審者の多発、ストーカー・ＤＶ事案、悪質商法、多様な手口の振り込め詐欺など子供、女性、高齢者等が被害に遭う犯罪が多発するなど、国民が安全と安心を実感できる「体感治安」の回復は、依然として厳しい情勢にある。

更に、グローバル化による国外逃亡犯の増加、携帯電話やインターネットの普及による匿名性の高い犯罪の増大など警察を取り巻く捜査環境は厳しさを増している。それに加えて、我が国を取り巻く国際情勢の変化に的確な対応を図り、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の成功に向けて、警察全体の事態対処能力を強化することが必要となっている。これらの情勢を踏まえ、国内各地の治安維持に的確に対応できる警察活動体制の充実・確保・強化を図らなければならない。

北海道では、特に地域の過疎化・高齢化と札幌等都市への一極集中が顕著であり、事件・事故等の業務負担も都市で大きくなっているが、犯罪や事故の発生は都市や地方を問わずに発生する。警察機能については、基礎的自治体である市町村が代替できる性質のものではない。過疎化・高齢化により防犯対応能力が比較的弱くなった人々が、多く住んでいる過疎地域こそ必要な体制をしっか

り確保しておかなければならない。

広大な面積を有し、積雪寒冷等の特殊性のある北海道においては、事件・事故現場等の往復などの警察活動にも多くの時間を要するといった北海道特有の業務負担を抱えている。犯罪や事故のない安心して暮らせる北海道の実現そして子供、女性、高齢者等が犯罪に巻き込まれないようにするためにも犯罪の起きにくい社会づくりを強力に進めていかなければならない。

その根本的な解決策として、広大な道内各地域に治安対策の拠点として存在する69の警察署を中心とした既存の警察施設に警察官を増員し、過疎化・高齢化地域における防犯力を維持し、過疎化・高齢化による地域の防犯対応力の低下に歯止めをかけることが強く求められている。

政府の進める地方創生には、主な施策として都市から地方へ人材の還流や地方移住の推進などが明記されている。これらの施策を推進し、地方に住む人々が安心して生活を送れるように、地方に拠点として存在する既存の警察施設に警察官を増員し、地域の人口減少を抑止するとともに地域の人々と一緒になって、犯罪を許さない、犯罪の起きにくい社会を目指して、治安環境を整えることは急務である。

よって、国においては、道民生活の安全と平穏を確保するために必要な北海道警察官の増員について、特段の配慮をされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月18日

上砂川町議会議長　堀　内　哲　夫

提出先　衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、国家公安委員長、それぞれでございます。

○議長（堀内哲夫）　以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第９号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　異議なしと認めます。

したがって、意見書案第９号　北海道警察の警察官の増員を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第１０号

○議長（堀内哲夫）　日程第12、意見書案第10号　ブラッドパッチ療法の保険適用および脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書について議題といたします。

４番、斎藤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○４番（斎藤勝男）　ブラッドパッチ療法の保険適用および脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成27年12月18日

上砂川町議会議長　堀　内　哲　夫　様

提出議員　斎　藤　勝　男

賛成議員　大　内　兆　春　　吉　川　　洋

本文を読み上げ、内容の説明とさせていただきます。

意見書案第10号

ブラッドパッチ療法の保険適用および脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書

脳脊髄液減少症は、交通事故、スポーツ外傷等、身体への強い衝撃により、脳脊髄液が漏れ、頭痛、めまい、吐き気、倦怠感等の様々な症状が発症する病気です。その症状は、外見的には見えないた

め、医療現場や交通事故時の保険関係者の無理解に、患者及び家族は肉体的、精神的な苦痛を味わってきました。

国は、平成19年に厚生労働省研究班を立ち上げ、平成23年には脳脊髄液減少症の一部である「脳脊髄液漏出症」の診断基準が定められました。また、平成24年にはブラッドパッチ療法が「先進医療」として承認され、平成26年１月に行われた先進医療会議においては、ブラッドパッチ治療の有効率は82％（527件中432例が有効）と報告されたところです。さらに、「外傷を機に発生する、脳脊髄液の漏れ」の診断基準の研究がなされており、ブラッドパッチ療法の保険適用が切に望まれます。

よって、国においては次の事項について早期に実現されるよう強く要請いたします。

記

１．脳脊髄液減少症の治療法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）を保険適用とすること。

２．厚生労働省の研究事業において、18歳未満の症例を加えること。

３．脳脊髄液減少症の早期発見・早期治療のため、医療関係機関への情報提供を徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月18日

上砂川町議会議長　堀　内　哲　夫

提出先　内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫）　以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第10号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　異議なしと認めます。

したがって、意見書案第10号　ブラッドパッチ療法の保険適用および脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第１１号

○議長（堀内哲夫）　日程第13、意見書案第11号　安全保障関連法案の強行採決に抗議し、第189通常国会で成立した安全保障関連法の廃止を求める意見書について議題といたします。

５番、数馬議員、ご登壇の上ご発言願います。

○５番（数馬　尚）　安全保障関連法案の強行採決に抗議し、第189通常国会で成立した安全保障関連法の廃止を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成27年12月18日

上砂川町議会議長　堀　内　哲　夫　様

提出議員　数　馬　　尚

賛成議員　大　内　兆　春　　川　岸　清　彦

本文を読み上げ、内容の説明とさせていただきます。

意見書案第11号

安全保障関連法案の強行採決に抗議し、第189通常国会で成立した安全保障関連法の廃止を求める意見書

憲法違反と指摘され、国民の多数が反対している安全保障関連法案が、強行採決されたことについて抗議するとともに、第189通常国会で成立した安全保障関連法の廃止を強く求める。

去る９月19日、参議院本会議において安全保障

関連法が十分な国会審議を経ることなく可決・成立した。

この法律は、安倍内閣が集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行い、武力攻撃事態法、ＰＫＯ法など既存の10の法律を一括して改正する平和安全法制整備法と、新法の国際平和支援法である。

国会の審議を通じて憲法違反の法律であることが明白となり、戦闘地域での兵站活動、戦乱の続く地域での治安維持活動、核兵器・毒ガス兵器・劣化ウラン弾やクラスター爆弾まで輸送できるとする後方支援活動は憲法が禁じる武力行使そのものとなる。圧倒的多数の憲法学者、内閣法制局長官経験者、最高裁長官経験者が、安全保障関連法案は「違憲」と断じたことは極めて重大である。

各種世論調査でも、審議をすればするほど、国民の多数が安全保障関連法案に「反対」の声が広がり、「今国会で成立させるべきでない」が６割を超え、「政府の説明が不十分」とするものが、８割を超えたことは、国民の理解が得られなかったことを示すものである。

国会審議の中では、自衛隊の内部文書も明らかになり、「軍軍間の調整所の設置」や「南スーダンのＰＫＯ活動での駆けつけ警護の実施」など、国会と国民にも示されないまま、戦争法ともいうべき安全保障関連法の成立を前提とした具体化が図られていたことは極めて重大な事態であり、徹底した審議が求められるものである。

よって、憲法の根幹に係わるこの法律が、十分な審議を行うことなく成立したことは、極めて遺憾であることから、安全保障関連法案の強行採決に抗議するとともに、国においては、第189通常国会で成立した安全保障関連法を廃止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月18日

上砂川町議会議長　堀　内　哲　夫

提出先　衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣。

以上であります。

○議長（堀内哲夫）　以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第11号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　異議なしと認めます。

したがって、意見書案第11号　安全保障関連法案の強行採決に抗議し、第189通常国会で成立した安全保障関連法の廃止を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第１２号

○議長（堀内哲夫）　日程第14、意見書案第12号　地域の事情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書について議題といたします。

２番、川岸議員、ご登壇の上ご発言願います。

○２番（川岸清彦）　地域の事情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成27年12月18日

上砂川町議会議長　堀　内　哲　夫　様

提出議員　川　岸　清　彦

賛成議員　大　内　兆　春　　数　馬　　尚

本文を読み上げ、内容の説明とさせていただきます。

意見書案第12号

地域の事情に応じた医療提供
体制の確保を求める意見書

政府の「医療・介護情報の活用による改革の推進に関する専門調査会」から、2025年の必要病床数の推計結果が発表され、本道の2025年推計必要病床数は約73,000床であり、既存病床数と比べると約１万床少なく、今後、大幅な削減を求められることが懸念されるところである。

政府は「許可病床数に対して稼働病床が少ない」ことを理由に病床削減を進めようとしているが、本道においては入院需要があるにもかかわらず医師・看護師不足のため病棟を閉鎖している施設が少なくない。また、病床の削減は、出産のできる医療施設や救急医療の受け入れ施設が減少している現状に、さらに拍車をかけることにもつながりかねず、安心して住みつづけることがますます困難になることが予想される。広大で冬期間の積雪・寒冷といった本道ならではの諸条件を無視して全国一律の算定式を用いることなく、地域の事情を十分踏まえて今後の医療提供体制を議論していくことが肝要である。

国が一方的かつ機械的に病床削減を強いることは、地域の医療ニーズに十分応じることができなくなる恐れがあるばかりでなく、既に病床削減が進んでいる本道において、さらに医療機関の経営基盤を揺るがすとともに、医療従事者の雇用機会の喪失、さらには、将来の医療従事者を目指す若者の士気をも低下させることにつながり、結果的に地域の医療提供体制を崩壊させることになりかねない。

よって、国においては、今後、都道府県が策定する「地域医療構想」について、地域の医療需要を満たすものとするよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成27年12月18日

上砂川町議会議長　堀　内　哲　夫

提出先　衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣。

以上です。

○議長（堀内哲夫）　以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第12号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　異議なしと認めます。

したがって、意見書案第12号　地域の事情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎年末挨拶

○議長（堀内哲夫）　以上で本定例会に付議されました案件につきましては、全て終了いたしました。

本年最後の議会でございますので、町長、教育委員長よりご挨拶をいただきたいと思います。初めに、奥山町長、ご挨拶をお願いいたします。

○町長（奥山光一）　それでは、ご指示によりまして、平成27年の最終議会に当たりましてご挨拶をさせていただきます。

ことしも早いもので12月定例会の閉会を迎えるところであります。この１年間、堀内議長を初め、議員各位には本町の抱える多くの課題解決に向け、ご尽力をいただき心よりお礼申し上げます。また、本会議並びに各委員会におきましても提案いたしました各案件について真摯なご審議を賜り、全議案について原案どおり可決、決定いただきましたことに対しましても重ねてお礼を申し上

げます。

改めてこの１年を振り返ってみますと、日本経済は安倍政権が進めるデフレ脱却を目指したアベノミクスとその後のアベノミクス効果を地方にも波及させ、経済成長の底上げを図るローカルアベノミクスによる経済対策により景気は回復傾向にあるとされておりますが、地方経済は依然として横ばいとなっており､その効果すら及んでおらず、特に本町のような小規模自治体においてはその効果がいまだに実感できない情勢にあります。現在第３次安倍改造内閣による新しい経済対策アベノミクス2.0、新３本の矢による潜在成長率の引き上げと一億総活躍社会を目指し、現在一億総活躍社会の実現に向けたロードマップも進められておりますけれども、これら対策が一日も早く地方経済へ効果が及ぶことを期待しているものでございます。

さて､本町におきましては依然として人口減少、少子高齢化という行政最大の課題を抱え、自主財源の乏しい脆弱な財政基盤のもとで少子高齢化の対策や住民生活基盤の確保に向けた行政運営が求められているところでございます。これらの課題に対しましては、これまでも子育て支援対策や高齢者対策などを講じてまいりましたが、さらなる子育て支援や高齢者支援の拡充のほか、既存企業の育成による雇用と地域経済対策にも積極的に取り組んできたところでございます。

具体的には、保育料の軽減、小中学生の学力向上対策、高校就学費助成事業などの子育て支援事業、敬老祝い品贈呈事業の拡充のほか、高齢者インフルエンザ予防接種費用の負担軽減などの高齢者施策充実を図ってきたところであります｡また、懸案でありました消防庁舎につきましては、大規模災害に対応できる消防力の強化と災害時の活動拠点としての機能を備えた消防庁舎を平成28年度稼働に向け、建築に着手いたしましたほか、住民の生活基盤整備にも取り組んできたところでございますが、依然として厳しい状況が続いているところであります。

このような状況の中、昨年制定されましたまち・ひと・しごと創生法に基づき、「より多くの人が生涯にわたり安心して暮らせるよう町民みんなで取り組むまちかみすながわ」を将来像といたしまして、平成31年までの５カ年の上砂川町総合戦略を議員並びに町民の皆さんのご協力をいただき策定することができました。改めて感謝を申し上げるところであります。

本町の人口は、さらに減少化が進み、3,300人台となっておりますが、若者の定住、移住を図り、この町を将来にわたり持続可能とするためにも前段申し上げました上砂川町総合戦略のＰＤＣＡサイクルを含め、着実に推進するとともに、新規企業の誘致はもちろんでありますが、町内既存企業の事業拡充に対する支援による地域経済の振興及び地域の活性化を図ることが重要であると考えるもので、引き続き議員各位を初め、町民の皆様方のさらなるご支援､ご協力をお願い申し上げます。

町の財政運営に当たりましては、町税など自主財源が極めて少なく、地方交付税に大きく依存する脆弱な財政体質であり、将来にわたり一定程度の財源、基金の確保はできてはおりますが、今後の地方交付税の動向によっては引き続き厳しい財政運営を強いられると予想されるところであり、財政４指標に留意するとともに、事業の推進に当たりましては集中と選択による健全財政に努めてまいりたいと考えております。今後本町を取り巻く環境は厳しく、多くの課題を抱えての町政執行が見込まれますが、町民や議員の皆さん、そして職員の力をおかりいたしまして、あすの上砂川のために全町民のために全力を尽くしてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、ことし１年間のご支援とご協力に改めて感謝を申し上げ、本年議会の閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。この１年間、本当にありがとうございました。

○議長（堀内哲夫）　次に、栗原教育委員長、ご

挨拶願います。

○教育委員長（栗原順道）　議長のご配慮によりまして、平成27年の最後の町議会に当たりまして、教育委員会を代表して一言ご挨拶を申し上げます。

町理事者の皆様、議員の皆様には、本年も厳しい町財政の中で教育全般にわたり温かい、そして特段のご配慮を賜りましたことに心よりお礼を申し上げます。

顧みますと、この１年は学校提案型ソフト事業を予算計上させていただくなど、町の多大なるご協力のもと学力向上対策に取り組んだ１年でありました。ことし４月に実施された全国学力テストにおいて、小学校の理科が全国の平均正答率を上回るなど少しずつではありますが、着実に各学校での取り組みの成果があらわれてきており、来年の結果についてもさらに学力が改善に向かうことを期待するところであります。しかし、同時に実施されたアンケート調査では、全国と比べてゲームやスマートフォンのメール、インターネットを長時間利用する児童生徒の割合が依然高く、家庭などで自主的に勉強に取り組む児童生徒が少ないことから、各家庭の協力のもと家庭学習の習慣化を図るなど、今後も家庭と地域と学校が一体となった学力向上の取り組みの推進が必要と考えております。

また、福井市鶉地区との交流につきまして、本年からの町長のご配慮のもと中学校の修学旅行先を福井市鶉地区に変更し、中学生にも郷土のルーツを知り、学習を深める機会をいただくことができましたことに心より感謝を申し上げますとともに、今後もご支援を賜りますようお願い申し上げます。子供たちがお互いの個性や命を尊重することを学び、ふるさとを大切にする思いやりの心を持った大人に成長してくれるよう今後教育行政に取り組んでいく所存でございます。

終わりになりますが、今後もさらなるご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、ご家族おそろいでよいお年を迎えられますようご祈念申し上げ、ご挨拶といたします。

○議長（堀内哲夫）　私からも一言ご挨拶を申し上げます。

本年の４回の定例会、２回の臨時会を初めとした数々の議会活動に対しまして、皆様の真摯な取り組みのおかげで無事に終了することができましたこと、心よりお礼を申し上げます。

この１年を振り返りますと、国内外に平和に対する不安が増したように感じられます。国内では、昨年の集団的自衛権行使容認のための憲法解釈の変更の閣議決定に続き、本年の通常国会に安全保障制度の関連法案が提出され、成立いたしました。この法律の必要性については言及いたしませんが、政府の国会対応に疑問を感じざるを得ません。戦後最長の会期延長をして、丁寧な説明で国民の理解を求めると言いつつ、国会審議は曖昧な答弁に終始し、憲法学者や法律の専門家の多くが憲法違反と指摘したことに対し十分な説明がされませんでした。また、紛争に巻き込まれる危険が高まることやテロの標的にされることへの国民の不安に対しても答えることなく、審議は尽くされたとして数の力で可決、成立させたことは大変残念なことであります。今は国民に理解されなくても歴史がこの法律の正当性を証明してくれるとの発言が説明不足を物語っております。

一方、国外では中東地域のイラクやシリアで急速に勢力を拡大した過激派組織が常軌を逸した数々の残虐な殺害行為や自爆テロ、そしてパリの同時多発テロなどが国際社会を震撼させました。今後の有志国連合による空爆など、軍事行動の評価に対する報復が世界各地に拡散されることが懸念されます。

さて、町内を顧みますと、本町の重要課題であります子育て支援や高齢者支援策の充実、強化に取り組み、さらには国のまち・ひと・しごと創生法の制定に伴い、求められた地方版人口ビジョンと総合戦略を策定し、今般の町議会に報告をいた

だいたところであります。今後は、町の総合計画と融合したこの総合戦略の目標実現に向け、オール上砂川町で進んでいかなければなりません。取り巻く環境、状況は目まぐるしく変化し、その対応に大変多くのご苦労があると思いますが、奥山町長を中心に職員の皆様のご活躍を期待するところであります。

さて、議会におきましては第17期町議会の任期も残すところ１年余りとなりました。本年４月の地方統一選挙では、多くの自治体選挙で無投票や低い投票率となりました。このことは、決して対岸の火事ではありません。あすの我が事と受けとめ、しっかりとその対策を議会として話し合っていかなければならないと考えております。町民の皆様が安心して暮らせる町、そして住み続けられる町づくりの実現に向け、議会も真摯に取り組んでいくところであります。

冒頭にも申し上げましたが、議員各位におかれましては本年開催された各定例会、臨時会に提案されました全案件につきまして慎重審議をいただきましたことに対しまして感謝を申し上げます。また、円滑な議会運営にご協力を賜りましたことに対しましても重ねて感謝を申し上げる次第でございます。

本年も残り少なくなりました。どうか理事者の皆さん､そして議員の皆様方には健康に留意され、ご家族ともどもお元気で新年を迎えられますようご祈念を申し上げまして、ご挨拶といたします。

◎閉会の宣告

○議長（堀内哲夫）　以上で平成27年第４回上砂川町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（閉会　午前１１時４９分）

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　堀　内　哲　夫

署　名　議　員　　斎　藤　勝　男

署　名　議　員　　数　馬　　尚